

平成27年度第1回市川市総合教育会議 議事録

【会議概要】

日 時	平成27年4月23日（木） 午後3時30分から午後4時10分まで
場 所	市川市役所本庁5階 理事者控室
議 題	(1) 総合教育会議の運営について (2) 大綱の策定について (3) その他
出 席 者	大久保博市長、田中庸恵教育長、内田茂男教育委員、小林正貴教育委員、平田史郎教育委員、平田信江教育委員、関係職員（18名）
欠 席 者	五十嵐芙美子教育委員
傍聴人数	1名

【議事録】

市長	定時になりましたので、ただ今から、平成27年度の第1回総合教育会議を始めさせていただきます。 本日はお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。 この総合教育会議は、教育委員会制度改革の一環として設置することとなったものでございます。 そして、この会議では大きく3点の協議等を行うことになっております。 一つは教育に関する大綱の策定について、二つ目が教育に関する重点施策の協議、そして三つ目がいじめなど、児童、生徒の生命、身体に関わる緊急措置に関する協議などでございます。 本市では、これまでも私と教育委員会とが十分な意思疎通を図ってまいりましたけれども、今後はこの会議も活用することで教育政策の方向性を共有しながら、さらなる連携を図ってまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。 次に、教育委員会を代表して、教育長から一言お願いいたします。
田中教育長	それでは、教育委員会を代表いたしまして、私のほうから一言ご挨拶をさせていただきますと思います。 今般の教育委員会制度改革により設置されましたこの総合教育会議や、市長による大綱の策定につきましては、教育政策の推進に当たり、地域の民意を代表する市長との連携強化を図ることを趣旨としております。 ただいま市長からもございましたとおり、これまでも市長と綿密に連携を図りながら教育政策の方向性の共有に努めてまいりました。 私も教育委員会といたしましては、この会議をもって、これまでの市長と教育委員会との連携の場が法的に担保されたものと捉えているところでございます。 今後とも、この会議における議論をはじめ、魅力ある「文教都市 市川」の充実に向けて、市長と連携を深めてまいりたいと考えております。

市長	どうぞよろしくお願い申し上げます。 ありがとうございました。 それでは、お手元の会議次第に従って協議を行います。 まず、議題(1)「総合教育会議の運営について」であります。この点につきまして、事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、事務局から説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。 議題(1)「総合教育会議の運営について」のご説明でございます。 まず、お手元の資料「市川市総合教育会議の運営に関する要綱（案）」をご覧ください。なお、参考資料として「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の該当条文を添付させていただきましたので、併せてご覧ください。 まずはじめに、この要綱を定める理由をご説明いたします。 総合教育会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の各項において基本的な事項が定められております。しかしながら、会議の運営に関する細目的な事項は法律上定められておらず、法律第1条の4第9項の規定により、個々の総合教育会議において定めることとされております。そのため、本市の総合教育会議の運営に必要な事項を要綱として定めようとするものです。 次に、要綱のそれぞれの規定についてご説明いたします。 まず「1 趣旨」をご覧ください。今ご説明したとおり、要綱を定める趣旨を規定しております。 次に、「2 協議及び調整を行う事項」をご覧ください。総合教育会議において協議及び調整を行う事項は、法律第1条の4第1項に規定されております。この要綱では、協議・調整を行う事項の例示として、①から⑦までを掲げております。また、①の大綱の策定等については総合教育会議において協議することとなりますが、それ以外の事項につきましては市長と教育委員会であらかじめ必要と認めたものを協議・調整することを(2)で定めております。 次に、「3 招集等」をご覧ください。総合教育会議は市長が招集いたしますが、教育委員会側から招集を求めることも可能となっております。そこで、それぞれの流れを、(1)と(2)に規定しております。 次に「4 会議の進行等」についてでございます。会議の進行は招集権者である市長が行うこと、また事務局は企画部に置くこと、そして会議に関係職員を出席させることができることなどを定めております。 次に「5 関係者又は学識経験者からの意見聴取」をご覧ください。協議を行うに当たっては、関係者や学識経験者から意見を聴くことが法律上可能となっております。ここでは、その意見聴取の方法などを定めております。

	次に「６ 会議の公開、議事録の作成等」でございます。まず(1)でございますが、本市では、審議会などの会議について「会議公開指針」を策定しております。しかしながら、この総合教育会議は、この「会議公開指針」の適用とはならないために、これを準用する形で会議の公開及び議事録の公開に努めようとするものでございます。次に(2)でございますが、会議を公開する場合の傍聴人の人数などを定めるものでございまして、基本的には定例教育委員会の人数と同様の１０人としておりますが、必要に応じて変更することも可能な規定としております。次に(3)でございますが、会議を非公開とする場合を例示しております。(4)につきましては、会議の公開・非公開の決定は、総合教育会議の場で行う旨を定めております。 最後に「７ 委任」でございます。この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長と教育委員会で定める旨を補足的に規定するものでございます。 説明は以上でございます。
市長	説明が終わりました。何かご意見、ご質問などございますでしょうか。
平田（信）委員	はい。
市長	どうぞ。
平田（信）委員	「３ 招集等」についてですが、(2)の教育委員会から招集を求める場合の手續について詳しく教えていただけますか。
市長	では、事務局から説明します。
事務局	はい、事務局です。 教育委員会からの招集の求めについてでございますけれども、まず、定例教育委員会など教育委員会の会議におきまして、協議・調整を行う議題などを決定していただきまして、会議招集を希望する日の３週間前までに、市長に議題を示した文書を教育委員会名で提出をしていただきたいと思います。 市長は、その希望日を勘案した上で、会議招集日を定めまして、その招集日の２週間前までに教育委員会に対して招集を通知することとさせていただきます。 以上でございます。
市長	よろしいですか。
平田（信）委員	はい。

市長	そのほかございますか。
小林委員	はい。
市長	どうぞ。
小林委員	議題(1)の資料の「2 協議及び調整を行う事項」の(1)の③に「いじめによる自殺や怪我など、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じている場合の緊急措置」とありますが、ここでは「心」というものが出てきておりません。「心身」といった捉え方をすべきではないかと私は感じるんですけども、つまり肉体的な怪我だけではなく、いじめとかによる心の障害というのもしっかりとここで謳うべきではないかと私は思ったんですけども、いかがでしょうか。
市長	事務局のほうから説明をお願いします。
事務局	はい。それでは、参考資料としてお配りした「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の抜粋をご覧ください。ご指摘いただきました要綱の規定につきましては、同法第1条の4第1項第2号の規定を引用したものでございます。
小林委員	そういったものも含めて協議できるということでもいいのでしょうか。
事務局	はい。要綱の規定に類するものについても広く協議は行えるものと考えております。
市長	よろしいですか。
小林委員	はい。
市長	ほかにもございますでしょうか。
平田（史）委員	はい。
市長	どうぞ。
平田（史）委員	要綱案「6 会議の公開、議事録の作成等」という部分でございますが、会議公開指針を準用するということですが、この総合教育会議では少年の問題を扱うこともあろうかと思えます。そのような場合は、会議公開についてより一層の慎重な判断が必要であると考えております。 例えば、会議の部分公開や非公開などの例も多くなるかと思えますが、

	その場合の議事録の具体的な作成手順、公開、閲覧などについての考え方を教えていただけますでしょうか。
事務局	はい。議事録の作成と公開についてでございますが、この総合教育会議の終了後、おおむね2か月以内に発言者氏名や発言内容を記載した議事録案を事務局において作成いたします。その作成後、おおむね1か月以内に皆様に内容確認をしていただき、市のホームページなどで公開していきたいと考えております。
平田（史）委員	会議非公開の場合、議事録の取扱いはどうなりますか。
事務局	その場合、非公開部分にマスキングをするなどの対応をいたします。
市長	よろしいですか。
平田（史）委員	はい。
市長	ほかにございますでしょうか ・・・発言なし・・・
市長	それでは、ただいまご意見いただきましたが、特に修正点はないようですので、総合教育会議の運営に関しましては、この要綱に沿って進めさせていただきますこといたします。 では、ただいま決定したばかりのこの運営要綱6の(4)に基づきまして、本日の会議の公開・非公開の決定を行います。議題(2)については非公開事由に該当する議題ではないと認め、会議を公開することといたしますが、よろしいでしょうか。 ・・・異議なし・・・
市長	ありがとうございます。 それでは、傍聴希望の方がいらっしゃるようですので、ただいまより入室していただいて結構です。 ・・・傍聴人入室、着席・・・
市長	では、続きまして、議題(2)「大綱の策定について」の協議に入ります。事務局より詳細を説明します。
事務局	はい、事務局です。説明させていただきます。

	議題(2)「大綱の策定について」でございます。お手元の資料「大綱策定方針（案）」をご覧ください。 はじめに、大綱策定を議題とした理由でございます。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項では、「地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、その地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める」旨が規定されております。そして、同条第2項では、大綱の策定に当たり、総合教育会議において協議するよう規定されておりますことから、本日の議題とさせていただきます。 それでは、概要をご説明させていただきます。「大綱策定方針（案）」の四角囲みの「策定の基本的な考え方」をまずご覧ください。 ただいまご説明いたしました内容を記載しております。なお、国からの通知によりますと、大綱には施策の目標や方針を定めれば足り、詳細な施策を定める必要はないとされております。また、本市の場合、教育に関する事務は基本的に教育委員会が所掌しておりますが、文化・スポーツに関する事務につきましては、一部を除き、教育委員会から市長に委任されております。 これらを踏まえまして、一つには、教育・文化・スポーツ、どの分野まで大綱で網羅するか、また、二つ目には、どのような定め方をするか、こういった2点の方向性を決めていく必要がございます。 まず、「どの分野まで網羅するか」という点でございますが、市長に事務委任されている文化・スポーツまで広く網羅するのがいいのではないかと考えております。 そして、「どのような定め方をするか」という点につきましては、既に本市で策定しております「総合計画第二次基本計画」や「市川市教育振興基本計画」との整合を図りながら、これらの計画で定められている目標や方針などを踏襲する定め方がいいのではないかと考えております。 大綱の策定につきまして、このような考え方であれば、具体的な策定作業を進めさせていただきたいと思っております。 なお、具体的な大綱（案）につきましては、次回の総合教育会議にてあらためてご説明させていただければと考えております。 説明は以上でございます。
市長	説明が終わりました。協議に入りたいと思いますが、何かご意見などございますでしょうか。
田中教育長	はい。
市長	どうぞ。
田中教育長	では、私のほうから。

	「大綱の策定方針（案）」をご説明いただきました。基本的には原案賛成といえますか、教育・文化・スポーツまで広く網羅するという考え方につきましてはまさにそのとおりだと思います。 ご存知の方も多いかとは思いますが、かつて文化・スポーツは教育委員会が所管していた時代がございます。そういった意味では、市長部局と教育委員会がこれからも教育・文化・スポーツについて、同時並行で同じように考えながら、市長と教育委員会という関係をさらに強化する意味でも、網羅すべき事柄だと認識しております。 適切な提案だと思いますので、原案のとおりお進めいただきたいと思います。
市長	ありがとうございます。そのほかはございますか。
内田委員	はい。
市長	どうぞ。
内田委員	私も基本的には同じです。既に総合計画、これは文化・スポーツということですが、これは今走っています。市川市教育振興基本計画も今年度から第二期に入っています。しかも、議論の過程では、市長部局と教育委員会がそれぞれ意見調整をしながら出来上がっていると思います。このように既に出来上がった計画を踏襲する大綱にするのがいいのではないかと考えております。
市長	ありがとうございます。そのほかございますか。
平田（信）委員	はい。
市長	どうぞ。
平田（信）委員	私も教育・文化・スポーツを網羅する定め方に賛成です。大綱の策定方針（案）の2枚目、「子どもの教育」という部分に「家庭・学校・地域」という言葉があります。前宇田川教育委員長からは、市川市ではこの言葉の順番にこだわりがあると伺っております。一番はじめに「家庭」を持ってくるのは、教育の根本である人格形成などについては家庭に第一の責任があるということで、このような考え方は、引き続き大切にしていきたいと感じています。
市長	ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。 ・・・意見なし・・・

市長	ありがとうございました。ただいまいただきましたご意見は原案賛成というご意見でございますので、この方針に沿って大綱の策定を進めさせていただきたいと思います。 本日予定しておりました議題は以上です。この議題以外にその他で何かありますでしょうか。
田中教育長	市長、この場をお借りしまして、先月になりますけれども教育委員会で策定いたしました「市川市いじめ防止基本方針」の報告をさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。
市長	お願いします。 ・・・教育委員会事務局職員が「市川市いじめ防止基本方針」を配布・・・
田中教育長	ただいまお手元に配布いたしました「市川市いじめ防止基本方針」でございますが、平成25年9月に制定されました「いじめ防止対策推進法」に基づき、策定したものでございます。 本方針の策定とこの会議の設置の契機は、いずれも平成23年、これは10月だったと記憶しておりますが、発生いたしました大津の中学生の自殺事案に端を発するものでございますので、この場をお借りしましてご報告させていただきます。 説明のほうは、教育次長から行います。
市長	教育次長お願いします。
石田教育次長	よろしくお願いいたします。 お手元に2つの資料をお配りしております。A4の資料とA3の資料でございます。A4の資料が「市川市いじめ防止基本方針」の本体でございます。A3の資料が概要を説明した資料でございます。本日はA3の資料に則って、大変恐縮ですが座ってご説明させていただきます。 まず、「1. 経緯」でございますが、先ほど教育長からもありましたとおり、平成23年10月に発生いたしました大津の中学生の自殺をめぐりまして、当該生徒が受けていた「いじめ」と「自殺」との因果関係、あるいは、学校、教育委員会の対応をめぐりまして社会的な関心が集まりました。このような中、平成25年2月に教育再生実行会議が「いじめの問題等への対応について」と題する提言をとりまとめ、この提言を受ける形で、いじめ防止対策推進法が国会で可決・公布され、同年9月に施行されております。 本日申し上げます「市川市いじめ防止基本方針」は、国のいじめ防止対策推進法並びに千葉県いじめ防止基本方針を踏まえ、市川市教育委員会に

において策定したものであります。以下「基本方針」と申し上げます。

この基本方針の概要をまとめましたのが、「2.概要」でございます。まず「いじめの定義」ということで、児童生徒に対して、当該児童生徒と同じ学校に在籍しているなど、一定の関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為、この行為にはインターネットを通じて行われるものも含まれますが、このような行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう、としております。先ほど小林委員からご指摘ございました心身への影響といった部分は、定義にある「他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響」に含まれております。なお、この定義は、いじめ防止対策推進法第2条に、また、県が定めた方針にも同様の規定がございます。

そうした意味では、(2)からが「市川市」の独自の取り組みとなりますが、市川市教育委員会におきましては、いじめ防止対策の基本的な考え方といたしまして、5つの観点を設定しております。

具体的には、未然防止、早期発見・早期対応、組織での対応、児童生徒の主体的な活動の支援、また、家庭・学校・地域の連携の視点、この5つの視点を設定しております。

基本方針では、この基本的な考え方に基づき、教育委員会、学校でのいじめ防止に関する取り組みをそれぞれ、(3)、(4)で示すとおり、まとめております。

まず(3)が市の取り組みでございますが、市の取り組みといたしましては、まずは関係機関との連携による組織的な対応が大事であろうということで、学校、警察、教育委員会、人権擁護委員会が参画する連絡委員会の設置を位置づけております。これは、既存の市川市学校警察連絡委員会を拡充する形となっております。

さらに2点目といたしましては、教育委員会の取り組みとして、子どもたちに対しましては道德教育の充実、教育相談体制の充実、教員に対しましては研修や研究の充実、保護者に対しましては啓発活動や教育相談の充実などを図ることとしております。

また、(4)に各学校の取り組みがございますが、こちらにつきましても、児童生徒への指導や支援、生徒指導体制、教育相談体制の構築を進めることとしております。

最後に(5)でございますが、不幸にも重大事態が発生した場合の対応の流れを3つの段階に分けて整理しております。まず一つめの段階でございますが、児童生徒の生命・身体にかかわる重大事態が発生した場合には、速やかに学校、教育委員会、市長とで情報を共有いたします。また、第二段階は第一段階と並行する形になりますけれども、情報共有と並行する形で、市教育委員会事務局におきまして関係部署を中心に実態調査を行います。調査に当たりましては、調査の客観性を確保することが重要でございますので、教育委員会で委嘱をしております学校問題対策員、医師、弁護士、大学教授、この大学教授の方は教育心理の専門家をお願いしております。

すが、この学校問題対策員を中心に、第三者的な立場から調査結果をまとめていただくことを考えております。そして第三段階でございますが、調査結果がまとまりましたら、その報告とあわせて、対応の検討を教育委員会と市長との間で行うこととしております。その際、必要に応じ総合教育会議を開催することとしております。

以上が基本方針の概要となりますけれども、何よりも大切であるのは、重大事態発生の前の段階、すなわち、いじめの防止の取り組みをいかに進めていくかということにあると考えております。

そこで、教育委員会事務局におきましては、いじめの防止に当たりまして、特に重視したい施策を右のページにまとめております。簡単にご説明をいたします。なお、これらの施策には、5つの数字を振っておりますが、先ほどの概要の2（2）の「いじめ防止対策の基本的考え方」の5つの観点に沿って、具体的な施策を位置づけております。

まず、「いじめの未然防止」という観点では、やはり根本的な心の教育、日頃の道徳教育の充実に各学校が努めることが必要であろうということで、各学校が策定する「学校教育三ヵ年計画」の柱として、心の教育をしっかり位置付けていただくことを重視したいと考えております。

また、二点目の「いじめの早期発見・早期対応」ということでは、子どもたちの心の悩みに答える教育相談体制を整備することが大切であるということで、現在、各小中学校にライフカウンセラーを配置しておりますけれども、彼らの資質・能力の向上を図ることなどを通じて、充実を図っていきたいと考えております。

このほか、「組織的な対応」ということでは、各学校が策定した「いじめ防止基本方針（学校版）」というものがございまして、これに基づく体制整備を進めてまいります。

また、「児童生徒の主体的な活動の支援」ということでは、オレンジリボンやイエローリボンキャンペーンなど、児童生徒の主体的ないじめ防止の取り組みを支援してまいります。

また、「家庭、学校、地域の連携」ということで申し上げますと、学校で行う、いじめをテーマとした授業に地域支援者が参画する「学校支援実践講座」、これは昨年度から実施しておりますけれども、この事業を推進してまいります。

このような重要な施策をいじめ防止の基本的な考え方に沿って位置づけることにより、いじめ防止の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

市長

報告ありがとうございました。

私も、いじめにつきましては、人として決して許されるものではないと考えております。この方針に従って、いじめの未然防止などの対応をお願いします。また、市だけでなく、家庭や地域などとも十分に連携を図りな

市長	がら、いじめ問題の克服にしっかりと取り組んでいければと思います。 以上で、本日の議題の協議はすべて終了しました。 本日は第1回目の総合教育会議でもございましたので、最後に教育委員会の皆様から感想をお聞かせいただきたいと思います。小林委員から順番にお願いできますでしょうか。 ・・・各教育委員及び田中教育長が着席順に会議の感想を発言・・・ ご発言ありがとうございました。また、本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。 市長と教育委員会、それぞれが自らの権限において責任を果たすことが本市の教育行政の発展につながると考えております。総合教育会議も活用しながら、これからも本市教育の将来像を共有してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、これをもちまして第1回市川市総合教育会議を閉会いたします。ありがとうございました。 ・・・閉会・・・
----	--